Japan Aviation Electronics Industry, Limited

### 最終更新日:2015年7月3日 日本航空電子工業株式会社

社長 小野原 勉

問合せ先:法務部長 岡田 眞人 証券コード:6807

http://www.jae.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## $m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、開拓・創造・実践の企業理念に基づく企業経営を遂行することにより適正なる利益を確保し、企業価値を高め、持続可能な社会の創造に貢献することを目指し、関係法令を遵守し、株主、お客様、取引先、地域社会をはじめとする利害関係者(ステークホルダー)に対する社会的責任を果たすことがコーポレート・ガバナンスの趣旨であると考えている。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

30%以上

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	22,491,671	24.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口)	13,800,000	14.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,763,000	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,588,000	3.89
JP MORGAN CHASE BANK 385078	2,208,000	2.39
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,974,000	2.14
MSIP CLIENT SECURITIES	1,672,200	1.81
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,453,277	1.57
CBLDN RE FUND 116-CLIENT AC	1,182,413	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託ロ9)	965,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明 更新

- ■当社は、自己株式1,485,962株を所有しているが、上記大株主の状況からは除いている。
- ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)の持株数13,800,000株は、日本電気株式会社から同信託銀行へ信託設定された信託財産であり、当該株式の議決権は、信託約款上、日本電気株式会社が留保している。
- ・三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から、平成27年2月19日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年2月13日現在で合計3,943,000株(株券等保有割合4.27%)の当社株式を保有している旨の報告を受けているが、当社として2014年度末時点における実質所有株式数の確認ができない。

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項なし。

# ■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <mark>重新</mark>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 東新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

## 会社との関係(1) <sub>更新</sub>

<b>正</b> 夕	氏名						会社との関係(※)										
ДД	禹1工	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k					
廣畑 史朗	他の会社の出身者																
坂場 三男	他の会社の出身者																

- ※ 会社との関係についての選択項目 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「 $\Delta$ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 b
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

### 会社との関係(2) 更

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣畑 史朗	0		同氏は、長年の経験から危機管理及びコンプライアンス面を中心に広く知見を有しており、同氏のその豊富な経験、知識を当社の経営に反映していただけるものと期待している。なお、同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、当社との間には取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立の立場にいると判断している。
坂場 三男	0		同氏は、長年の海外経験から国際情勢・経済等に関する高い知見を有しており、同氏のその豊富な経験、知識を当社のグローバル経営に反映していただけるものと期待している。なお、同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、当社との間には取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立の立場にいると判断している。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、効果的な監査を実施するよう努めている。監査役又は監査役会は、会計監査人と定例会合をもち、報告を受け、意見交換を行っている。

監査役は、内部監査部門と連携を保ち、内部監査の結果を活用するように努めている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	:の関	[係(	X)				
<b>八</b> 石	馬往	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
水石 捷也	弁護士													
松本 康子	他の会社の出身者									0	0			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「Δ」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水石 捷也	0		同氏は、弁護士の資格を持っており、客観的な 視点で、高度の専門性を持った監査が行われることを期待している。なお、同氏は、当社の 主要株主、主要な取引先の出身者等ではな く、当社との間には取引関係その他の利害関 係がないことから、一般株主との間に利益相 反が生じる恐れがない独立の立場にいると 判断している。
松本 康子			同氏は、日本電気株式会社において、同社の グループ会社を統括する部門に長年勤務され、企業経営管理に関する同氏の豊富な経 験、知識に基づく監査が行われることを期待し ている。

#### 【独立役員関係】

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

#### 【インセンティブ関係】

# 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるため。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

経営幹部の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、会社業績の向上を実現するため、社内取締役、執行役員及び従業員(理事)に限定して付与している。

#### 【取締役報酬関係】

繰入額60百万円)

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明更新

メヨ項目に関する補足説明 <del>更新</del>

- ・第85期(2014年4月1から2015年3月31日まで)事業報告において、以下のとおり開示している。 2014年度に係る報酬等の総額:取締役6名に対し334百万円(うち、社外取締役1名に対し6百万円)
  - 注1. 執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかに使用人分給与は支払っていない。
- 注2. 上記支給額には、2014年度に係る取締役賞与引当金繰入額及びストック・オプション報酬額として費用計上した額が含まれている。 ・第85期有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上である役員についてのみ、以下のとおり個別に開示している。 取締役 秋山 保孝に対する報酬等の総額 123百万円(基本報酬58百万円、ストックオプション費用計上額5百万円、取締役賞与引当金

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、月額報酬、ストックオプション、取締役賞与で構成されている。月額報酬については、株主総会にて承認を受けた月額報酬総額の範囲内において、適正な水準を考慮し代表権の有無、役位等を基準とした固定額としている。ストックオプションについては、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、株主総会にて承認を受けた年間報酬総額の範囲内において、取締役会にて決定している。取締役賞与については、業績連動報酬と位置付け連結業績・配当方針等に応じて算定した金額を株主総会に付議・承認を受けることとしている。なお、社外取締役については、月額報酬のみで構成され、一定の金額を設定し、決定している。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助するため専従の従業員を1名以上配置している。

- 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
  - ▪業務執行について

取締役の職務執行を効率的に実施するため、取締役7名(内、社外取締役2名)で構成される取締役会において、取締役会が決定した経営方針を執行する権限を委任された者として執行役員を選任している。当該執行役員は、取締役会又は代表取締役の指揮監督の下に業務執行を分担して遂行するとともに、企業集団としての経営方針の策定、重要事項について以下の経営に関する会議において、検討・協議を行っている。

- (1)取締役会
  - 取締役会付議基準に基づき重要な業務執行の決定、職務執行、内部統制の実施状況の監督を行い、その状況を報告している。
- (2)経営会議
  - 執行役員を兼務する取締役等により構成され、経営上の重要方針に関する事項について討議している。
- (3)事業執行会議
  - 執行役員及び部門長等により構成され、事業執行上の重要事項に関し、討議している。
- (4)幹部会議

執行役員及び部門長等により構成され、経営方針及び事業遂行上の情報伝達、予算遂行状況、全社重点施策の進捗確認等を行っている。

#### 監査 監督について

常勤監査役2名と社外監査役2名で構成される監査役会制度を採用しており、監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要ある場合に意見を述べるとともに、企業集団の職務監査並びに重要書類の閲覧等、取締役の職務執行を監査する権限を有している。

更に、内部監査部門として監査室(5名)を設置しており、損失の危険の重大性や各部門の管理体制等の有効性を評価し、損失の危険の発見・予防に努めている。

会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員2名(継続監査年数は、いずれも7年以内)である。

(監査役の機能強化に向けた取組状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役のサポート体制」及び「社外監査役の選任状況」以下を参照。)

#### ・指名、報酬決定について

候補者の指名、その報酬額等については過去の基準を参考として決定する。

#### ■責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に基づく最低責任限度額としている。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に対して、その職歴、経験、専門知識を活かした監督又は助言をすることができる社外取締役2名を選任し、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っている。また、それぞれの職歴、経験、専門知識を活かした監査をすることができる社外監査役2名を選任している。当該社外取締役2名による監督及び助言並びに当該社外監査役2名による監査によって、経営に対する客観的、中立的な牽制・監視機能として十分に体制が整っていると判断しているため、現状の体制としている。

# **排**株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限よりもできるだけ早く発送することに努めている。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避した株主総会日を設定している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	本決算及び中間決算発表後の年2回、アナリスト、機関投資家向けに決算 説明会を実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算説明会時の説明資料、株主総会招集通知等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画部を設置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	「航空電子グループ企業行動憲章」及び「航空電子グループ行動規範」を制定し、お客様、購入先、官公庁、従業員等の各ステークホルダーの尊重等について規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針の制定、環境報告書の発行、東京都奥多摩での植樹活動の実施、グリーン調達の 推進、有害化学物質廃止の推進等を実施している。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「航空電子グループ企業行動憲章」において、必要な企業情報を適時・適切に発信し、企業活動の透明性を高める旨宣言している。

## **W**内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、取締役が遵守すべき基本方針及び業務の適正を確保するために必要な体制整備は次のとおりである。

#### 1. 導法に係る体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a.法令・定款の遵守を徹底するため航空電子グループ企業行動憲章・行動規範を制定している。なお、社長が「遵法の日」に訓辞を実施している。
- b.法令 定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報制度を設置している。
- c.会社における財務報告が法令等に従って適正に作成され、その信頼性が確保されるための体制の構築を行うとともに、当該体制の継続的な評価を実施し、必要な是正を行っている。
  - d.反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関と連携の上、会社組織全体として対応し、取締役及び従業員の安全を確保するとともに、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断することとしている。

#### 2. 職務執行に係る体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行を効率的に実施するため、取締役会において、取締役会が決定した経営方針を執行する権限を委任された者として執行役員を選任している。当該執行役員は、取締役会又は代表取締役の指揮監督の下に業務執行を分担して遂行するとともに、企業集団としての経営方針の策定、重要事項について以下の経営に関する会議において検討・協議を行っている。 a.取締役会

#### a.4X师仪云

取締役会付議基準に基づき重要な業務執行の決定、職務執行、内部統制の実施状況の監督を行い、その状況を報告している。

#### b.経営会議

執行役員を兼務する取締役等により構成され、経営上の重要方針に関する事項について討議している。

#### c.事業執行会議

執行役員及び部門長等により構成され、事業執行上の重要事項に関し、討議している。

#### d.幹部会議

執行役員及び部門長等により構成され、経営方針及び事業遂行上の情報伝達、予算遂行状況、全社重点施策の進捗確認等を行っている。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録及び起案書等の取締役の職務執行に係る文書その他の情報を、文書管理規程(「文書等管理要領」、「文書等の保存期間基準」、「企業秘密・個人情報管理規程」)等に基づき適切に管理している。

- 3. 損失の危険の管理に係る体制
- a 損失の危険の管理はその種類、性質に応じてそれぞれの担当部門が行っている。各担当部門は損失の危険に関する管理規程を制定し、管理体制の構築、教育等を実施する。
- b.監査室は損失の危険の重大性や各部門の管理体制等の有効性を評価し、損失の危険の発見・予防に努めている。
- 4. 企業集団に係る体制
- a.子会社担当の執行役員を置き、子会社の事業遂行を管理するとともに、前記2(1)に基づいて策定したグローバルな視点での事業遂行上必要となる経営方針及び事業遂行面における指示の伝達並びに討議を行うことにより、業務の適正を確保している。
- b.基幹業務処理システムJ/1の導入等によりグループとしての業務プロセスのIT化を推進し、業務の適正化・効率化を図っている。
- c.航空電子グループ企業行動憲章を受けて子会社において行動規範を制定し、従業員全員への浸透を図っている。
- 5. 監査に係る体制
- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役は、取締役の職務を監査する。監査役の職務を補助するため専従の使用人を1名以上配置している。
- (2)前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - a.前号の使用人は取締役の指揮命令に服さないこととし、人事考課については監査役が行い、その者の異動・懲戒は、監査役の同意を必要とする。
  - b.前号の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- (3)当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、会社に損害を及ぼす事実及び法令・定款違反の事実を当社の監査役に対して 適宜報告する。

当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに郵告を行う。

- (4)当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社グループは、当社の監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や配置転換等の人事上 の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (5)監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - a.当社は、監査役の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
  - b.当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (6)上記の他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要ある場合に意見を述べるとともに、企業集団の職務監査並びに重要書類の 閲覧等、取締役の職務執行を監査する権限を有している。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1.「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「1.遵法に係る体制d」参照。

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なお、当社は、創業以来「開拓、創造、実践」の企業理念のもと、適正な利益を確保し、企業価値を高め、持続可能な社会の創造に貢献することを目指してきた。このような観点から、当社としては、経営支配権の異動を通じた会社の成長や企業価値向上の意義や効果について、何らこれを否定するものではなく、仮に当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な程度の当社株式の大量取得を意図する者(以下「大量買付者」という。)が現れた場合、企業価値の向上のための経営方針について協議することとしている。

しかしながら、大量買付者の属性、事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、その買付行為又はその提案が、当社等に対してその買付けた株式の高値買取を求めることを意図したもの、当社の組織を解体し、その売却益を得ることを目的としたもの等、短期的な収益を得ることを意図したものであって真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当社に回復しがたい損害を与えるおそれがある場合は、そのようような大量買付者から株主の皆様、お取引先、従業員をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識している。

現在のところ、上記のような大量買付者出現の具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような大量買付者が出現した場合の具体的取り組み、いわゆる買収防衛策を予め定めてはいない。

ただし、当社としては上記の認識のもと、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、大量買付者が出現した場合には、ただちに当社として最も適切と考えられる措置を講じることとしている。

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムに関する体制は、不断の見直しによってその改善を図ることにより、より適法かつ効率的な体制を目指すこととしている。

# 株主総会 選任/解任 選任/解任 選任/解任 連携 監査 監査役会 取締役会 (監査役) (取締役) **経** 連携 監査 業務執行監督 指示 会計監査人 代表取締役 監査 選任/解任 業務執行指示 連携 執行役員 監査室 経営会議 (業 業務執行指示 内部監査 務 事業執行会議 執 幹部会議 行 各事業部・営業本部・スタッフ部門 (当社) 統制 子会社 (当社グループ)

#### 【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、以下のとおり。

当社は会社情報の開示に関する情報の取り扱いに関しては、社内規程「インサイダー取引防止規程」において定めている。

同規程にもとづき、金融商品取引法に定める重要事実等開示情報に該当する可能性のある情報を取得した役職員は当該情報を厳重に管理するととともにこれを法務部長に通知することとしており、これにより情報の一元管理を図っている。法務部長はこれを受け、取締役会付議の要否、TDnet による開示の要否等を関係部門長と協議の上、検討し、取締役会または代表取締役がその処置を最終的に決定する。開示する場合は可能な限り早期に開示することとしている。

本体制のイメージは以下のとおりである。

## 会社情報開示体制イメージ

